

## 公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業賃貸借における 物納取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）山口県農地中間管理事業規程（以下「規程」という。）第6における借受賃料を米穀により支払う（以下「物納」という。）場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (物納の取扱い)

第2条 物納の取扱いに当たっては、公社に農用地等を賃貸しようとする者（以下「賃貸人」という。）から、当該賃貸の条件として、米穀で支払うことを求められた場合、その賃貸に係る農用地等が、地域の認定農業者等の経営規模の拡大、経営地の集約化に資するものと認められる場合に取扱うことができるものとする。

この場合、当該農用地等を公社から賃借しようとする者（以下「転借人」という。）の同意を必要とする。

2 前項の物納に係る米穀は、賃貸人と公社間で取り交わす農用地利用集積計画と、公社と転借人との間で取り交わす規程第5の農用地利用配分計画に、それぞれ数量及び支払時期及び支払方法を明記することとする。

3 前項の物納に係る米穀は転借人が直接賃貸人に支払うものとする。

### (物納の通知等)

第3条 公社は、支払期限について、毎年転借人に対して通知（別添様式第1号）するものとする。

2 転借人は、賃貸人への物納が完了したとき、その旨を次年1月20日までに公社に報告しなければならない。

### (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、物納の取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年 8月31日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 3年 8月20日から施行する。

様式第1号

利用料（物納）納入のお知らせ

令和 年 月 日

（転借人）

様

公益財団法人やまぐち農林振興公社

農用地利用配分計画の県の認可に基づき賃借権を設定した農地の平成 年度分利用料（物納）を、令和 年12月末日までに土地所有者へお支払ください。

なお、支払先への納入完了後は「利用料（物納）納入報告書」（別添様式）により、令和年1月20日までに、当公社までご報告ください。

※ 公社提出 不要

(参考様式)

利用料（物納）領収書

契約数量 kg	受領した数量 kg	備 考

正に領収いたしました。

令和 年 月 日

(転借人)

(賃貸人)

住所

住所

氏名

氏名

印

(参考様式)

利用料（物納）納入報告書

令和 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社  
理事長 様

転借人 住所

氏名 印

令和 年度利用料（物納）として、別紙のとおり責任を持って納入しましたので報告します。



